

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020408002	2年 4月8日	2年 5月25日	2年 6月24日	感染症防護の観点に立つた抵当証券の郵送交付について	抵当証券の交付については、依然として、法令に根拠を持たないまま当事者出頭主義によっている。(規制改革ホットライン受付番号310520003の提案) 抵当証券は「債権とそれを担保する抵当権を一体として表章するものであり、その権利の行使、移転及びその他の処分には、その抵当証券の占有が必要とされる」(前掲提案に対する回答)ものであることから、その交付を受けなければ、これを流通に付すことができない。 他方、今般の新型コロナウイルス感染症に対する防護のため、今般、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の規定による緊急事態宣言がなされたところであり、対象区域の住民はもとより、あまねく国民に対して、不要不急の外出が強く求められているところである。 抵当証券(投資家)の正当な利益を損なうことなく、外出を減らし、他者との接触機会を低減することで感染症の沈静化を図るためにも、郵送交付を認めることは今もって重要であると考えられる。平時においても、抵当証券の郵送交付により、債権流動化に必要な証券原本の取得期間短縮、またこれによる投資促進、出頭に要する旅費コスト削減が図られる。 なお、前掲提案に対する回答において、法務省は「抵当証券の交付を受ける者が正当な受領権者であるかどうかを……確認するとともに……登記識別情報や手形その他の債権証券を抵当証券交付の際に申請人に間違いなく送付するためであると考えられます」としているが、登記識別情報を本人限定受取郵便において通知している以上、この主張は甚だ失当である。 前掲提案に記載のとおり、法令によらずなされている運用の改善を、この際今一度求めるものである。	個人	法務省	抵当証券交付の申請は、申請人が登記所に来庁することなく、送付の方法によることが可能ですが、登記官が抵当証券の交付をするときは、抵当証券交付の申請の受付の際に申請人に交付した受領証の裏面に、申請人において抵当証券(登記識別情報、手形等の送付書面があるときは、その書面)受領の旨及び受領年月日を記載していただき、かつ、書面捺印していただいた上、これと引換えに抵当証券(送付書面があるときは、その書面)を交付しなければならないとされています。	抵当証券法施行細則第48条	対応不可	登記官が抵当証券を交付するときに、抵当証券交付の申請の受付の際に申請人に交付した受領証と引換えに抵当証券を交付することとしているのは、抵当証券の交付を受ける者が正当な受領権者、すなわち、申請人であるかどうかを受領証の所持によって確認するとともに、当該受領証に提出したる書面として記載されている登記識別情報や手形その他の債権証券を抵当証券交付の際に申請人に間違いなく送付するためであると考えられます。 この点、抵当証券は、債権とそれを担保する抵当権を一体として表章するものであり、その権利の行使、移転及びその他の処分に必要は、その抵当証券の占有が必要とされるという抵当証券の効力(抵当証券法(昭和6年法律第15号)第14条)に鑑みず、抵当証券の送付による交付は、認められないものと考えます。		
020416001	2年 4月16日	2年 5月25日	2年 6月24日	登記相談のオンライン対応について	法務局で実施している登記相談は、コロナウイルスの臨時対応として、対面から電話での相談に変更となった。この相談方法は、時間帯の予約をする、法務局から電話があり、相談が受けられる制度である。 そこで、(1)遠隔地の不動産の場合、管轄登記所が遠いたため、相談者の移動の負担を考慮して、コロナウイルスの臨時対応期間が終了しても、電話相談など、通信技術を用いた遠隔地からの相談ができるようにして頂く。 また、(2)ラインやオンライン会議システムを用いて、デジタル技術を活用し、通達文や解説の電子書面を示しながら説明が受けられるようにするため、映像付きの会話や、メール相談ができるようにして頂く。	個人	法務省	法務局・地方法務局では、登記手続の案内窓口を設けており、多くの方をサポートすることなく利用していただくために、一定時間に限定した予約制を導入しています。 また、電話による問合せについても、申請書の様式や記載例が掲載されたHPの参照先の案内を行うなど、窓口における手続案内と同様に、必要な手続案内を行っています。 なお、これらの手続案内は、登記申請の手続を案内するものであることから、申請書や添付書類の作成及び内容自体の適否等の確認までは原則行っておりません。 おつて、来庁される方への新型コロナウイルス感染防止のため、予約制による窓口での手続案内については、当分の間、原則として電話による手続案内を実施しています。	なし	その他	法務局・地方法務局における手続案内については、より質の高い行政サービスを提供することができるよう、今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってまいります。 また、予約制による窓口での手続案内については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当分の間、電話による手続案内も継続するとして、柔軟に対応してまいります。 さらに、新たなデジタル技術を活用した手続案内の在り方については、いただいた御意見を踏まえ、必要に応じて所要の検討をまいりたいと考えております。		
020427001	2年 4月27日	2年 5月25日	2年 8月26日	新型コロナウイルス感染症防止を妨げる電子署名法改正提案	電子署名法(平成12年法律第102号)は、2000年の立法から20年が経過したにもかかわらず、主流となった「クラウド型電子契約」に未対応である。従来から問題点は指摘されていた。 しかし、法律の不備により、新型コロナウイルス感染拡大という緊急状況下において、企業が、書面から「電子契約」に迅速・大胆に移行することを著しく妨げている。法律の不備は、当会の組織内弁護士らをして、緊急事態宣言下において、「ハンコのための会社」を余儀なくする制度的欠陥として、この瞬間も問題が顕在化・拡大している。 日本政府においては、電子署名法の問題点を取り上げ、調査の上、早急に法改正を含む必要な措置を講じられたい。	日本組織内弁護士協会	総務省 法務省 経済産業省	電子署名法第3条の「これを行うために必要な符号及び物件」における「物件」とは、公開鍵暗号方式を利用した電子署名では、「符号」である署名鍵が格納された物理的な媒体を指すとともに、「これを適正に管理することにより本人だけが行うことができる」となるもの」とは、署名鍵が格納された物理的な媒体が、本人以外に使用不可能な方法で管理され得ることを指すものと解釈されます。つまり、「物件」については、ICカード等の本人のみが実行できる媒体に限定しているものではないため、「リモート署名」(リモート署名事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者が当該事業者のサーバよりリモートでログインした上で、利用者自身の署名鍵を用いて電子署名を行うもの)であっても、本人以外の者が署名鍵を使用できない方法で管理され得るのであれば、電子署名法第3条の要件を満たし得ると解釈されます。 また、利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関しては、総務省・法務省・経済産業省において、その考え方をQ&A等で明らかにしています。 電磁的記録の真正な成立の推定に関する電子署名法第3条の規定は、電磁的記録に記録された情報について、電子署名を行った者を作成者として、真正に成立したものと推定することを定めるものであり、電子署名を行った者の属性にかかわらず適用されます。そこで、電子署名法第3条は、電子署名を行った者が法人の代表者や役員等であっても、同条の要件を満たす場合には、適用されることとなります。 各電子署名の評価については、当該電子署名が付された電磁的記録に記録された情報を受け取る側において判断されるものと考えられ、登記所に提出された印鑑に相当するものと評価されるか否かについても同様であると考えられます。	電子署名法第2条第1項第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020428001	2年 4月28日	2年 5月25日	2年 6月24日	登記申請における 印鑑証明書添付の 廃止	不動産の売買をする場合や、抵当権を抹消する場合など、所有者(売り主)や抵当権者(銀行など)の印鑑証明書の添付が義務付けられている。 ところが、法人の印鑑証明書は、法務局がデータベースとして管理しているものであるから、法務局の内部で連携を図れば、印鑑証明書の添付は不要となるはずである。 もつとも、当事者間においては、売り主の意思確認が出来れば良いものであって、民法上は登録印鑑を用いる必要までは求められていない。 加えて、真正な登記を追求するために必要と考える方もあり得るが、印影といったアナログなものは、現代の技術にかかれば、簡単に複製のできるものであって、手間をかけたところで、さてセキュリティが上がるものでもない。むしろ、印鑑証明書においては、登録印鑑の印影を視覚的に見えないうようにしなければ、セキュリティとしては、ほとんど意味がないとも考えられる。 よって、申請者の半額の割に、さてセキュリティは上がらないので、印鑑証明書の添付を廃止すべきである。 なお、これは印鑑そのものを廃止するための、第一段階としての提案であり、特許庁のように、印鑑の代わりに印鑑シール(ホログラムシール)を発行し、印鑑の代わりにするなどして、いずれにしても押印義務を不要とすることが、より望ましいことと考えている。	個人	法務省	書面を提出する方法により登記を申請する場合において、申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に押印しなくてもよいとされています(令第16条第1項)。この場合において、法務省令で定める場合を除き、押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならないとされており(令第16条第2項)、この印鑑証明書の添付を要しない法務省令で定める場合としては、法人の代表者又は代理人が押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたときとがあります。	不動産登記令(平成16年法律第379号)第16条第2項、 不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第48条、 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条	現行制度 下で対応 可能	御指摘のとおり、大阪法務局については、印鑑証明書を作成すべき登記所と同一の登記所であっても、法務大臣が指定した登記所については印鑑証明書の添付が必要であったところ、令和2年3月30日の不動産登記規則の一部を改正する省令(令和2年法務省令第9号)の施行に伴い、全ての登記所において、会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、印鑑証明書を作成すべき登記所と異なる登記所であっても、登記官が記名押印した印鑑に関する証明書を添付することが可能である場合には、当該法人に係る印鑑証明書の添付が不要とする取扱いに改正されており(不動産登記規則第48条第1項等)。	
020428002	2年 4月28日	2年 6月9日	2年 7月29日	園芸用ハウス・温室に関する規制緩和 と要望	1.EU(オランダ)の設計基準で設計した輸入温室を日本の構造安全基準で再計算せず国内で適用を要望。日欧EPA発効で貿易の技術的障害(TBT)「適合性評価」に準じEPA基準を承認し国内での適合性を評価して欲しい。 2.温室の輸入時に施工職人も施工期間中、速やかに入国し作業が出来るよう在留資格の付与(設定・特定活動等)を要望。 3.輸入温室の施工に必要な建設業許可(建設業法の「建築一式工事」といふ、土・工・コンクリート工事)「鋼構造物工事」などもEUの然るべき資格にて適用を要望。 4.補助事業を利用する際、大規模温室は設計・施工まで期間がかかる為、採択→引渡し期間(～3年程度)を確保を要望。	民間企業	法務省 農林水産省 国土交通省	1 建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの」と定義されています。このため、温室に限らず、一般的に土地に定着し屋根および柱もしくは壁を有するものは建築物として取り扱われ、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。 2 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第19号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労目的で在留することができる在留資格は、同法別表第一の一及び二に定められています。また、就労目的で在留することができる在留資格(同法別表第一の二に定められたものに限る)の許可基準については、出入国管理及び難民認定法第7条第二項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。 3 建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業しようする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。 4 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等の補助事業を利用して施設整備をする際、適正な工期を確保するため、平成30年度に、入札公告を前倒しで行うことが可能としたことです。具体的には、対象となる仕様書類が確定し、事業の効率的な実施を図る上で早期に事前審査を必要とする場合などの緊急かつむずかしい事情があり、都道府県議において当該予算計上している場合、都道府県の指導等により事前に入札公告を行うことが可能となります。 また、同事業において、要望額が10億円を越える取り組みや、複数年度実施することが必要と認められる施設整備については、単年度毎に事業を完了する必要があるありますが、2か年の計画で事業に取り組むことが可能です。	1 建築基準法第2条 第1項、第20条 2 出入国管理及び難民認定法 第7条 3 建設業法第7条 第4項 4 現行制度 下で対応 可能	1 現行制度下で対応可能 2 対応不可 3 対応不可 4 現行制度下で対応可能	1 二提案の輸入温室がどのようなものを指しているのかは不明ですが、屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せる場合の建築基準法上の取扱いについては、例規昭和37年住指発第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱えない旨を既に示しています。 なお、建築物として取り扱われるものについては、国外の設計基準で設計した建築物についても、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準に適合させる必要があります。 2 海外の企業に園芸用ハウスの施工職人として雇用されている外国人が、中長期間、本邦に在留して、その業務に従事する活動を認めかかかについては、そのニーズと本邦における活動内容を的確に把握した上で、競合が生じず本邦内の園芸ハウス業界への影響や同業界のコンセンサス等も踏まえ、関係省庁と連携し、幅広い観点から検討していく必要があるものと考えます。 3 日本国内で建設業を営もうとする者は、日本法である建設業法(以下「法」という。)の適用を受け、その法の目的は、法第一条においてこの法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することと目的とする。とされており、この目的を達するため、施工能力、資力、信用があるものに限りその営業を認めるとし、建築三業法において、経年建設工事の劣化を防ぐことと営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事からの建設業の許可を受けなければならないこととされています。 以上のことから、建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事において、建設業を営もうとする者の施工能力、資力、信用について審査された上で許可されるものとなければならぬことと認め、単にEUにおける許可を以て、日本国内における建設業の許可を有していることと認めることは適当ではないと考えております。 なお、海外における建設業に係る経営経験や技術者資格等を有している場合、日本国内における建設業の許可を得るために必要な経営管理責任者、営業所専任技術者として認められる場合もみずから、適正活用ください。 4 制度の現状欄に記載のとおりです。(事業の活用をご検討の際には都道府県や地方農政局等にご相談をお願いします。)	
020507001	2年 5月7日	2年 6月9日	2年 7月29日	抵当権・根拠当権 抹消登記の簡素化、銀行への 申請義務付け	弁済をした場合、銀行からは抵当権(根拠当権を含む。)の抹消登記の書類として、弁済した債務者に「委任状」と「抵当権者の登記識別情報(いわゆる権利証)」が交付される。 ところが、これらの書類だけでは、簡単に抵当権抹消登記は受理されない。なぜならば、土地権利者との共同申請が求められるからである。たとえば、抹消登記にあつては、土地所有者が共同申請者となるため、土地所有者の押印も必要となる。このとき、土地所有者の住所や姓が変更となっている場合は、事前に所有者の住所等の変更登記をしなければならない。 しかも、土地所有者が複数ある共有物件の場合については、法務局のホームページにどうするべきの書式や解説は全くない。 よって、土地所有者との共同申請を廃止し、抵当権が抹消された場合は、銀行が登記義務者の責任として、一定期限内に抹消申請することを義務付けるべきである。このようにすることで、法務局の人的費も大幅に削減できる。なぜならば、銀行が抵当権抹消の事実と、抵当権の登記識別情報を入力して電子申請をすれば、紙がすべて不要になり、登記官の負担が大幅に減るためである。 なお、共同申請は電子申請の定かたではない。銀行と土地権利者が、1つの申請に両方で電子署名をするなど期待できない。 結局は、紙の委任状による代理申請を前提として制度が作られているのである。紙が存在する以上、電子申請であっても、登記官の負担はさて置かずともではない。電子申請の件数だけが増えても、不随する紙がなくなれば意味がないのである。	個人	法務省	不動産の抵当権の抹消の登記は、権利に関する登記の申請であること、権利に関する登記の申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならないこととされています。 また、抵当権の抹消の登記については、登記権利者及び登記義務者に対し、その登記申請が義務付けられておりません。	不動産登記法第60条	対応不可	不動産登記制度は、不動産に関する権利を登記簿に公示することによって、国民の権利の保全を図り、もって不動産に関する取引の安全と円滑化に資することを目的としていること。登記手続については、その真正の確保が求められること。登記簿は、申請に基づいて作成されるものでなければならず、申請に基づいて判断しなければならぬことから、当事者である登記権利者(登記をする者)により、登記上、直接に利益を受ける者)と登記義務者(登記を受ける者)とにより、登記上、直接に不利益を受ける者)と共同で申請することにより、登記簿の正確性を確保し、虚偽の登記の防止を図ることがあります。 また、登記申請の負担を当事者双方のいずれか一方に負担するものなど私法的自治の下で当事者間において定められるべきものであり、一律に法律において登記義務者に一定期限内の登記申請を義務付けることは、一方当事者に過大な負担を強いるおそれがあり、困難です。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020507002	2年5月7日	2年6月9日	2年7月29日	社名や本店所在地変更時の登記の一本化	<p>社名や本店所在地を変更した場合、商業登記として商号などの変更登記を行うことになる。そして、商業登記が完了してから、不動産登記で不動産所有者の名称や所在地の変更をする登記を行うため、不動産登記簿の所有者欄が最新のものになるまでに、1か月程度のタイムラグが生じている。</p> <p>さらに、不動産登記を失念して放置するケースが往々にして存在するため、不動産登記簿によって、所有者を探ることが困難になる原因にもなっている。</p> <p>加えて、法務局としても、商業登記と不動産登記の処理が一括化すれば、人員費の削減にもなる。</p> <p>よって、商業登記によって商号や本店所在地の変更登記がなされる場合は、所有する不動産の不動産番号を付記することによって、一括して登記ができるようにするべきである。</p> <p>併せて、株主総会議事録の原本や、代表者印を押印した株主リストの提出は、郵送による紙の審査の手間を省く観点から、PDFの画像データの添付や、電子申請書に株主リストの入力欄を設けるなどすることにより、緩和を図るべきである。</p>	<p>社名や本店所在地を変更した場合、商業登記として商号などの変更登記を行うことになる。そして、商業登記が完了してから、不動産登記で不動産所有者の名称や所在地の変更をする登記を行うため、不動産登記簿の所有者欄が最新のものになるまでに、1か月程度のタイムラグが生じている。</p> <p>さらに、不動産登記を失念して放置するケースが往々にして存在するため、不動産登記簿によって、所有者を探ることが困難になる原因にもなっている。</p> <p>加えて、法務局としても、商業登記と不動産登記の処理が一括化すれば、人員費の削減にもなる。</p> <p>よって、商業登記によって商号や本店所在地の変更登記がなされる場合は、所有する不動産の不動産番号を付記することによって、一括して登記ができるようにするべきである。</p> <p>併せて、株主総会議事録の原本や、代表者印を押印した株主リストの提出は、郵送による紙の審査の手間を省く観点から、PDFの画像データの添付や、電子申請書に株主リストの入力欄を設けるなどすることにより、緩和を図るべきである。</p>	個人	法務省	<p>(1) 不動産登記・商業登記の一括処理 法人が不動産の所有権の登記名義人である場合において、商業・法人登記において当該法人の商号変更又は本店移転の登記をしたときは、当該不動産の登記における所有権の登記名義人の名称又は住所を変更するためには、別途、当該法人が所有権の登記名義人の名称又は住所の変更の登記を申請する必要があります。</p> <p>(2) 商業登記申請における添付書面の電子化 商業登記申請における添付書面は、当該書面に代わるべき情報を電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、その作成者が電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することによって、オンラインにより提出することができます。</p>	<p>(1) 不動産登記・商業登記の一括処理 第7条(規定する会社法人等番号をいう。))を有する法人であるときは、①当該法人の会社法人等番号を新たな登記事項として公示し、②登記簿は、商業・法人登記のシステムから法人の名称又は住所の情報の変更があったことの通知を受けた場合には、変更された情報に基づき、名称又は住所の変更の登記を職権で行うことができるものとすることを検討しています(「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」第2部第7の2(2)参照。)</p> <p>今後、令和2年1月10日から3月10日まで実施されたパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて、更なる検討を行っていく予定です。</p> <p>(2) 商業登記における添付書面の電子化 御提案の株主総会議事録や株主リストをPDFファイル等の電磁的記録により提出することは、現行の制度においても可能です。</p>	(1) 不動産登記・商業登記の一括処理 検討中	<p>(1) 不動産登記・商業登記の一括処理 第7条(規定する会社法人等番号をいう。))を有する法人であるときは、①当該法人の会社法人等番号を新たな登記事項として公示し、②登記簿は、商業・法人登記のシステムから法人の名称又は住所の情報の変更があったことの通知を受けた場合には、変更された情報に基づき、名称又は住所の変更の登記を職権で行うことができるものとすることを検討しています(「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」第2部第7の2(2)参照。)</p> <p>今後、令和2年1月10日から3月10日まで実施されたパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて、更なる検討を行っていく予定です。</p> <p>(2) 商業登記における添付書面の電子化 御提案の株主総会議事録や株主リストをPDFファイル等の電磁的記録により提出することは、現行の制度においても可能です。</p>
020513001	2年5月13日	2年6月9日	2年8月26日	「電子署名法の改正」に関する意見	<p>【意見書全文はこちらをご参照ください。 <a href="https://holmes.my.salesforce.com/sfc/p/#7F000002aD7F/a/7F0000009j68/r5ng_y5dWytTEUJ5bQnW3T28ye770bk_uZl0ZA">https://holmes.my.salesforce.com/sfc/p/#7F000002aD7F/a/7F0000009j68/r5ng_y5dWytTEUJ5bQnW3T28ye770bk_uZl0ZA</a>。PDFファイルを送付させていただきました。存じますので、お手数ですがご担当者様より、下記のメールアドレスまでご連絡をいただけますと幸いです】</p> <p>電子署名法3条について、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに同条に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正すること。</p>	<p>・新型コロナウイルスの拡大防止の緊急事態宣言が発令されたことを契機に、社員の命を守る必要性から、以前にも増してクラウド型電子署名サービスの導入検討が多くの企業で進んでいる。</p> <p>・しかし、電子署名法上の推定効が及ばないことを理由に、クラウド型電子署名サービスの導入を躊躇する企業も多く、多数の社員が契約書の押印・送付のために出社を余儀なくされている。</p> <p>・弊社が独自に実施した自社調査結果(※)によると、テレワーク時にやむを得ず出社した最も多い理由が、契約書の押印・送付のため。さらに、出社時と比べてテレワーク時に不便と感じた主な契約業務としても、契約書の押印が挙げられており、企業の生産性の低下につながっていることが伺われる。</p> <p>(※)Holmes(2020)「テレワーク時の契約業務に関する実態調査」 https://www.holmescloud.com/news/press-release/2535/</p> <p>・以上を踏まえ、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに電子署名法3条に定める推定効が及ぶように、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正することが、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という電子署名法の目的に資すると考える。</p>	株式会社 Holmes	総務省 法務省 経済産業省	<p>令和2年7月2日に規制改革推進会議より公表された「規制改革推進に関する各府」に記載のあるとおり、総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法3条の在り方について、サービス提供者等が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについては、その考え方を明らかにしております。</p>	電子署名法3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
020619001	2年6月19日	2年7月01日	2年7月29日	取締役会議事録、株主名簿への押印の緩和	<p>不動産登記において、たとえば役員が兼任している会社間の不動産売買の場合、取締役会議事録や株主名簿の添付が求められている。これは、取締役会の承認を受けているかの確認や、完全親会社であるかの確認の書類である。これらの議事録等については、代表者以外、役員個人の実印を押印し、印鑑証明書を添付しなくてもよい。</p> <p>しかし、取締役会終了後に議事録を作成しても、実印と印鑑証明書を当日に持参していないケースもあり、申請者の負担となっている。印鑑証明書の負担だけではなく、議事録を持ち回する負担と、その際に印影が不鮮明となった場合の作り直しの負担もある。</p> <p>役員ごとに同一内容の議事録を作成し、各役員にメール等で送り、実印押印後に印鑑証明書とともに会社に返送してもらえば、申請者の負担は相当に軽くなる。完全親会社の場合は、取締役会の承認を要する議事録は不要であるが、完全親会社であることの証明として、親子会社の全役員の名簿への実印押印と印鑑証明が必要になっている。これについても、同様に申請者の負担となっている。この場合、代表取締役と監査役の2名の押印や、代表者以外を認め印のみとする緩和をしても、要し支えたいと考えられる。</p> <p>電子署名をする場合でも、各自が同一内容のPDFに電子署名をする場合に比較して、負担が増えることになる。よって、法務省は不動産登記における添付書類の押印義務について、緩和の方向で見直しをするべきである。</p> <p>なお、上記の添付書類の案内は、法務省として公表をしておらず、申請前に相談しても回答を拒否し、司法書士に依頼するように案内されている。</p>	<p>不動産登記において、たとえば役員が兼任している会社間の不動産売買の場合、取締役会議事録や株主名簿の添付が求められている。これは、取締役会の承認を受けているかの確認や、完全親会社であるかの確認の書類である。これらの議事録等については、代表者以外、役員個人の実印を押印し、印鑑証明書を添付しなくてもよい。</p> <p>しかし、取締役会終了後に議事録を作成しても、実印と印鑑証明書を当日に持参していないケースもあり、申請者の負担となっている。印鑑証明書の負担だけではなく、議事録を持ち回する負担と、その際に印影が不鮮明となった場合の作り直しの負担もある。</p> <p>役員ごとに同一内容の議事録を作成し、各役員にメール等で送り、実印押印後に印鑑証明書とともに会社に返送してもらえば、申請者の負担は相当に軽くなる。完全親会社の場合は、取締役会の承認を要する議事録は不要であるが、完全親会社であることの証明として、親子会社の全役員の名簿への実印押印と印鑑証明が必要になっている。これについても、同様に申請者の負担となっている。この場合、代表取締役と監査役の2名の押印や、代表者以外を認め印のみとする緩和をしても、要し支えたいと考えられる。</p> <p>電子署名をする場合でも、各自が同一内容のPDFに電子署名をする場合に比較して、負担が増えることになる。よって、法務省は不動産登記における添付書類の押印義務について、緩和の方向で見直しをするべきである。</p> <p>なお、上記の添付書類の案内は、法務省として公表をしておらず、申請前に相談しても回答を拒否し、司法書士に依頼するように案内されている。</p>	個人	法務省	<p>不動産登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報について、当該登記原因が第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを称する情報を提供する必要があるところ、会社法第356条第1項各号に該当する取引を原因とする物権変動に係る不動産登記を申請する場合に提供すべき第三者の承諾を証する情報は、取締役会議事録等となります。</p> <p>また、取締役会議事録が書面をもって作成されているときは、その作成者が記名押印し、その者の印鑑証明書を添付する必要があります。</p>	<p>会社法(平成17年法律第86号)第356条第1項、第356条第1項、不動産登記法(平成16年法律第123号)第1条、不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1項第8号、19条</p>	提案事項(1)及び(3)について「その他」、提案事項(2)について「対応不可」	<p>○提案事項(1)について(株主名簿については、「提案事項(3)」について)に記載 不動産登記令第19条は、第三者の承諾を証する情報を記載した書面に作成者の記名押印及び印鑑証明書の提供を要求しています。これは、当該書面に記載された情報の真実性を確認し、もって登記の真正を担保することにあります。御提案の役員ごとに作成された議事録等によって第三者の承諾を証する情報が提供されたといえるかは、上記の観点からその内容等を踏まえて、個別の登記申請において、法令の規定及びその解釈に基づいて判断されることとなります。</p> <p>○提案事項(2)について 第三者の承諾を証する情報を記載した書面の作成者の押印について、法人の代表者は、商業登記法の規定に基づき申請書に押印すべき者として登記所に提出した印鑑を押印すべき者(法人の代表者に印鑑の提出義務を課しているのは、その者から登記の申請がされたとき、登記官が申請書に押された印鑑と登記所に提出された印鑑とを対照することにあり、申請者の同一性を確実に迅速に確認するためです。一方、商業登記法上で印鑑の提出義務のない者(個人)の印鑑は、任意で登録されるものではない。登記簿に押印された印鑑の添付書類として提出された議事録に押印された印鑑の同一性を確認するために登記所において代表者以外の個人(役員)の印鑑を登録する制度を設けることは困難です。</p> <p>○提案事項(3)について 発行済株式の100%を保有するなどのいわゆる完全親会社における取引に関する登記の審査については、第三者の承諾等を要する登記申請であるかを判断するに当たり、完全親会社であることを確認するため、完全親会社関係にあることを証明する情報の提供が必要となる。登記の真正を担保する観点から、その作成者の印鑑証明書が必要となり、いかなる者が作成者となり得るか、またその作成者ごとで作成された情報が完全親会社関係にあることを証明する情報として提供されたといえるかは、個別の登記申請において、法令の規定及びその解釈に基づいて判断されることとなります。</p> <p>法務省としては、引き続き、不動産登記事務の適切な運営に取り組みたいと考えています。</p>

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020630001	2年 6月30日	2年 8月6日	2年 9月25日	商業登記と不動産登記における押印箇所削減について	<p>(提案事項1) 商業登記と不動産登記においては、1ページ目に押印することで、同時に提出する書類については、すべて申請者の押印を省略できることとするべきであり、印鑑についても、角印や認印の使用を認めるべきである。</p> <p>(提案事項2) 併せて、会社が求める議事録の押印義務についても、登記の場面においては、1枚の書面への全頁押印や、登録印鑑の使用を求めるケースがあるため、これも改善すべきである。</p>	<p>法務省は必ずしも契約等に印鑑は要しないとしても、登記の場面においては、すべて印鑑を求める事務処理が行われている。</p> <p>電子署名による契約であっても、電子署名をした旨の押印と印鑑証明を求めると、登記行政の実態である。</p> <p>そのため、登記の場面においても省略を認めなければ、押印が必要であるとすると実態を改善することはできない。</p> <p>たとえば、裁判所の訴状や準備書面では、ページ番号を記載することで、押印箇所は1ページ目のみで良いとの取り扱いは行われている。</p> <p>また、印鑑は会社の代表者印や個人の実印(登録印鑑)でなくても、会社の角印や、認印の使用が認められている。</p> <p>特許や商標出願においても、認印で手続きをすることが可能となっており、ページ間に実印を求めるともない。</p> <p>商業登記と不動産登記においても、1ページ目に押印することで、同時に提出する書類については、すべて申請者の押印を省略できることとするべきである。</p> <p>印鑑についても、角印や認印の使用を認めるべきである。</p> <p>登記法だけでなく、議事録への押印義務を定めた会社法の見直しもして頂きたい。</p>	個人	法務省	<p>(提案事項1) ○不動産登記手続について 申請人等が書面を提出する方法により登記申請を行うときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面を添付して登記所に提出しなければならないところ、当該書面に記名押印をしなければならないと定められている場合には、その印鑑に関する証明書を添付しなければならない。また、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に実印をすることが必要になります。</p> <p>なお、オンラインにより登記申請を行うときは、電磁的記録で作成された申請情報等に電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。</p> <p>○商業登記手続について 申請人等が書面を提出する方法により登記申請を行うときは、申請人が申請書に記名し、登記所にあらかじめ提出した印鑑(届出印)を添付しなければならない。また、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に実印をすることが必要になります。添付書面については、押印に用いる印鑑について法令にいわゆる実印や届出印に限る規定がある場合を除き、印鑑の種類等は限定されていません。</p> <p>なお、オンラインにより登記申請を行うときは、申請人は、申請書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。添付書面は、当該書面に代わるべき情報に同意する(認証を受ける)のは作成者及び認証者の電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。</p> <p>(提案事項2) 現行の会社法においては、取締役会、監査役会、監査等委員会及び指名委員会等の議事録について、出席した取締役が署名又は記名押印をしなければならないこととして規定されています。また、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をしなければならないこととしています。</p>	<p>(提案事項1) ○不動産登記手続について 不動産登記令第16条等の各規定が、申請情報等への記名押印を求め、押印に用いる印鑑についてその印鑑に関する証明書の添付を求めている趣旨は、申請情報等の真実性を確認し、もって登記の真正を担保する点にあります。また、不動産登記規則第46条が、申請書が2枚以上であるときに実印を求め、申請書の一部廃棄や追加等による不正な登記申請を防止する点にあります。したがって、登記の真正を確保し、不正な登記の防止を図る観点から、提案の内容に対応することは困難です。</p> <p>○商業登記手続について 商業登記法第17条が、申請書への記名押印を求め、押印に用いる印鑑について届出印に限定している趣旨は、申請書の真実性を確認し、もって登記の真正を担保する点にあります。商業登記規則第61条の規定が議事録に押印する印鑑を限定している趣旨も同様です。また、商業登記規則第30条が、申請書が2枚以上であるときに実印を求め、申請書の一部廃棄や追加等による不正な登記申請を防止する点にあります。したがって、登記の真正を確保し、不正な登記の防止を図る観点から、提案の内容に対応することは困難です。</p> <p>(提案事項2) 会社法が取締役会等の議事録に出席した取締役等の署名又は記名押印を求めている趣旨は、議事録の正確性を担保することにあります。したがって、議事録への署名又は記名押印を求め、実務規定を削除することやその義務を緩和することは適切ではないと考えられます。</p>	対応不可	
020820001	2年 8月20日	2年 10月6日	2年 10月27日	法人の謄本類のコンビニでの発行	<p>法務局で発行される法人の印鑑証明書と登記事項証明書等、コンビニでも発行されるようにすべきである。</p> <p>なお、個人の印鑑証明書と住民票、戸籍謄本については、コンビニでも発行することが可能となっている。</p>	<p>個人の場合は、印鑑証明書、住民票、戸籍謄本が、コンビニで発行されている。一方、法人の印鑑証明書と登記事項証明書(以下、「法人登記簿等」という。)は、法務局が発行業務を独占しており、コンビニでの発行を許していないため、法務局まで出向かなければならない。</p> <p>しかし、法人登記簿等は、電子申請すれば、郵送での取り寄せもできる。しかし、到着は翌日以降になり、法務局に出向かなければ即時の発行を受けることができない。しかも、印鑑証明書の発行には電子署名が必要となり、煩雑となっている。行政側にとっても、郵送の手間とコストがあり、この負担も相当なものとなっているはずである。</p> <p>全国の法務局は、コンビニよりも圧倒的に営業時間が短い。しかも、大阪市のような都会でも、本局と出張所の2か所しかないため不便である。</p> <p>法人登記簿等の発行枚数は、年間で相当数に達するはずであるから、これらがコンビニで発行すれば、民間企業と法務局の両者にとって、大幅なコスト削減と、業務の効率化を図ることができると考える。</p>	個人	法務省	<p>会社・法人に係る登記事項証明書や印鑑証明書(以下「登記事項証明書等」という。)の交付を請求する場合には、手数料を納付して、申請書に必要な事項を記載し、①最寄りの登記所に直接持参する方法、②登記所に申請書を郵送する方法、③インターネットを利用してオンラインにより交付請求する方法があります。</p>	<p>不動産登記法第119条 不動産登記規則第193条、第194条 商業登記法第10条、第12条、第13条 商業登記規則第19条、第22条、第28条、第29条 登記手数料令第2条、第3条</p>	その他	<p>コンビニ等で登記事項証明書等を交付することについては、関係法令および制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点も踏まえ、費用対効果を考慮しつつ、慎重に検討を行うべきです。</p>
020825002	2年 8月25日	2年 10月6日	2年 10月27日	公証人身元保証金制度の見直し	<p>(1)公証人身元保証金令により、公証人は在任中、1万円から3万円の身元保証金を法務局に納めなければならない。そして、退任後は官報に権利者を募る公示がなされて、6か月後に返金される制度となっている。</p> <p>ところが、公証人は公務員であるため、国家賠償法の対象となり、公務員個人が責任を負うとすれば、それは権利者に対するものでなく、国に対するものと考えられる。そうすると、最大3万円の身元保証金にだけたの担保の意味があるのか疑問である。そもそも、官報に公示する掲載料が3万円程度するため、身元保証金の方が安いこともある。</p> <p>このような無駄な制度は見直すべきである。</p> <p>(2)公証人は独立採算制なのであって、都心部では年収3000万円とも言われている。国家賠償法の適用を受けて、しかも保証金が3万円以下というのには、国が責任を負い、利益は公証人個人のものとなっており、あまりにおおきな制度である。そこで、加入義務保険制度を創設し、保険料を負担させるべきである。</p>	<p>(1)(2) 公証人は、任命の辞令書を受けた日から15日以内にその所属する法務局又は地方法務局に政令(昭和24年政令第139号)公証人身元保証金令で定められた身元保証金を全額納付しなければならないこととして規定されている。また、公証人が身分を喪失したときは、その身元保証金返付請求権の上記に権利を有する者に対し、6か月を超えない期間内に申し出るよう所属法務局又は地方法務局長が官報に公告し、国の公証人に対する債権の弁済に充てられた後、債権があるときは、本人に返付されることとなります。</p>	個人	法務省	<p>(1)(2) 公証人は、任命の辞令書を受けた日から15日以内にその所属する法務局又は地方法務局に政令(昭和24年政令第139号)公証人身元保証金令で定められた身元保証金を全額納付しなければならないこととして規定されている。また、公証人が身分を喪失したときは、その身元保証金返付請求権の上記に権利を有する者に対し、6か月を超えない期間内に申し出るよう所属法務局又は地方法務局長が官報に公告し、国の公証人に対する債権の弁済に充てられた後、債権があるときは、本人に返付されることとなります。</p>	<p>公証人法第19条・第20条、公証人法施行規則第3条、公証人身元保証金令第2条</p>	対応不可	<p>(1)(2) 公証人が納付すべき身元保証金は、国家賠償法に基づき国が公証人に対して有する求償権(同法第1条第2項)のみを担保するものではなく、公証人法第20条第3項に規定する身元保証金を返付する場合の公告費用のほか、懲戒処分によって課せられる過料(同法第4条第3項)なども担保するものとする。</p> <p>なお、身元保証金を返付する場合の費用は、身元保証金の額を上回っていません。</p> <p>また、現在の公証人の人数が500人程度にとどまっていることや公証人の職務行為によって国が国家賠償責任を負う事例が稀である現状に鑑み、懲戒料の徴収、保険料の賦課といった新たな事務負担をかけることで、公証人が個人に加えた損害を補償するために公証人に保険料の支払いを義務付ける強制保険制度を創設する必要性はないと考えています。</p>
020827007	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	完全オンライン型株主総会の認容	<p>株主総会において会場の設定を行わないことも許容するとともに、こうした完全オンライン(バーチャルオンリー)型株主総会の弊害に対する手当てを含め、完全オンライン型株主総会の一般化を進める。具体的には、会社法第298条第1項第1号の株主総会の「場所」を設置する旨の規定を改正するか、解釈を変更するとともに、完全オンライン型株主総会を決議取消事由に該当しないように運営するためのガイドラインの策定を経済産業省や法務省において検討した上で、一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等の総会においてバーチャルオンリー型も含めた株主総会のあり方についても一定の結論を得るとの記載がある。なお、一般社団法人・財団法人等においても同様の取り扱いを認めるべき検討を進めるべきである。</p>	<p>経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ&amp;A」では、「設定した会場に株主が出席しなければならないこととされています(会社法第298条第1項第1号)。同様の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解されており、実際開催する株主総会の場所が広く、バーチャル空間でのみ行方方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるとの記載がある。また、解任上難しい面があると考えられます。</p> <p>②また、一般社団法人における社員総会及び一般財団法人における評議員会の招集についても同様。それらの招集に際しては場所を定めなければならないこととされ、(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号)いわゆるバーチャルオンリー型の社員総会等を許容することができるかどうかについては、解任上難しい面があると考えられます。</p>	日本団体連盟	法務省 経済産業省	<p>①会社法上、株主総会の招集に際しては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています(会社法第298条第1項第1号)。同様の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解されており、実際開催する株主総会の場所が広く、バーチャル空間でのみ行方方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるとの記載がある。また、解任上難しい面があると考えられます。</p> <p>②また、一般社団法人における社員総会及び一般財団法人における評議員会の招集についても同様。それらの招集に際しては場所を定めなければならないこととされ、(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号)いわゆるバーチャルオンリー型の社員総会等を許容することができるかどうかについては、解任上難しい面があると考えられます。</p>	<p>①会社法第298条第1項第1号 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号</p>	<p>①検討し着手 ②検討を予定</p>	<p>①株主総会プロセスにおける電子の手段の更なる活用の在り方と新たな株主総会の在り方については、関係省庁で連携して検討を行っているところであり、バーチャルオンリー型株主総会についての制度的対応も含め、前向きに取り組んでいきます。</p> <p>2020年8月から検討を開始し、2020年度中に一定の結論を得る予定です。</p> <p>また、一般社団法人及び一般財団法人については、上記の株主総会に関する検討やそれを受けた取組の状況も踏まえつつ、必要な検討をしていきたいと考えています。</p>

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020907002	2年 9月7日	2年 10月6日	2年 10月27日	電子申請の阻害要因の排除	不動産売買登記の電子申請を、売買の仲介又は代理により関与する宅地建物取引業者の付随業務として認めるべきである。 法務省は、電子申請が普及していることながらも、その実態は司法書士以外に誰も使わないものとなっている。もっと一般市民が自ら簡単に利用できるように、改善をするべきである。そのためにも、司法書士以外の利用率について数値目標を掲げるべきである。	運輸局における自動車の売買登録は、行政書士の独占業務とされているが、国土交通省による電子申請ホームページ(いわゆる「OSS」)が出来るにあたり、規制緩和がなされた。 内容としては、電子申請をする場合に限り、総務省に指定された自動車関連団体に属する販売業者によって、代理・代行申請をすることが例外として認められている。ところが、法務局における登記申請については、相談業務も司法書士の独占業務とされているため、宅地建物取引業者が仲介しているに関わらず、別途、司法書士費用が必要となっている。 そこで、国土交通省が指定した不動産関連団体に属する販売業者が売買の仲介又は代理をする場合に限って、相談業務及び代理・代行申請業務が扱えるように規制緩和をするべきである。 併せて、法務省の登記申請システムは、司法書士以外にほとんど利用できないものになっており、申請者の手続きコスト(司法書士費用)は全く変わらない。 特に、所有権移転をした利用者の内、司法書士以外の利用に関する数値目標を掲げて、一般市民が真に手続きコストを省くことができるように、改善を図るべきである。	個人	法務省	司法書士は、不動産登記手続の代理を行うことを業としてでき、それ以外の者がこれを業として行つた場合、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第3条第6条、第73条	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法学的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者については、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。 また、法務省においては、不動産登記のオンライン申請の利便性の向上に努めているところであり、あらゆる利用者にとって活用可能なシステムの構築に努めています。なお、対象を限定したオンライン申請書の目標を設定することは相当ではないものと考えています。	
020820001	2年 8月20日	2年 10月6日	2年 10月27日	法人の謄本類のコンビニでの発行	法務局で発行される法人の印鑑証明書と登記事項証明書 なお、個人の印鑑証明書と住民票、戸籍謄本については、コンビニで発行を受けることが可能となっている。	個人の場合、印鑑証明書、住民票、戸籍謄本が、コンビニで発行されている。一方、法人の印鑑証明書と登記事項証明書(以下、「法人登記簿等」という。)は、法務局が発行業務を独占しており、コンビニでの発行を許していないため、法務局まで出向かなければならない。 しかし、法人登記簿等は、電子申請をすれば、郵送での取り寄せもできる。しかし、到着は翌日以降になり、法務局に出向かなければ即時の発行を受けることができない。しかも、印鑑証明書の発行には電子署名が必要となり、煩雑となっている。行政側にとっても、郵送の手間とコストがあり、この負担当もものとなっているはずである。 全国の法務局は、コンビニよりも圧倒的に営業時間が短い。しかも、大都市のような都会でも、本局と北出張所の2か所しかないため不便である。 法人登記簿等の発行枚数は、年間で相当数に達するはずであるから、これらがコンビニで発行されれば、民間企業と法務局の両者にとって、大幅なコスト削減と、業務の効率化を図ることができると考える。	個人	法務省	会社・法人に係る登記事項証明書や印鑑証明書(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求する場合には、手数料を納付して、申請書に必要な事項を記載し、①原簿に直接持参する方法、②登記所に申請書を郵送する方法、③インターネットを利用してオンラインにより交付請求する方法があります。	不動産登記法第119条、第194条 不動産登記規則第193条、第194条 商業登記法第10条、第12条、第13条 商業登記規則第19条、第22条、第28条 登記手数料令第2条、第3条	その他	コンビニ等で登記事項証明書等を交付することについては、関係法令(会社法)の趣旨に照らし、利便性の向上を図るべきである。なお、対象を限定したオンライン申請書の目標を設定することは相当ではないものと考えています。	
020825002	2年 8月25日	2年 10月6日	2年 10月27日	公証人身元保証金制度の見直し	(1)公証人身元保証金制度を廃止するべきである。もし、廃止しない場合であっても、退任によって身元保証金を返金すること(あたり)、官報に掲載する権利者を含む公平手続きは、官報掲載料が保証金額より高くなるので、廃止するべきである。 (2)公証人は独立採算制であって、特に都心部では3000万円の年収が見込まれるため、国家賠償法の適用外として、加入義務保険制度を創設し、保険料を負担させるべきである。	(1)公証人身元保証金令により、公証人は在任中、1万円から3万円の身元保証金を法務局に納めなければならない。そして、退任後は官報に掲載する公証人がなされて、6か月後に返金される制度となっている。 ところが、公証人は公務員であるため、国家賠償法の対象となり、公務員個人が責任を負うとすれば、それは職員に対するものではなく、国に対するものと考えるべきである。そうすると、最も3万円の身元保証金とこれだけの担保の意味があるか疑問である。そもそも、官報に掲載する掲載料が3万円程度であるため、身元保証金の方が安いことである。 このような無意味な制度は見直すべきである。 (2)公証人は独立採算制のあつて、都心部では年収3000万円とも言われている。国家賠償法の適用を受けて、しかも保証金が1万円以下というのは、国が責任を負い、利益は公証人個人のものとなっており、あまりにおかしな制度である。そこで、加入義務保険制度を創設し、保険料を負担させるべきである。	個人	法務省	(1)(2) 公証人は、任命の辞令書を受けた日から15日以内にその所属する法務局又は地方法務局に改令(昭和24年政令第139号公証人身元保証金令)で定める額の身元保証金を全額納付しなければならないこととされています。 また、公証人が身分を喪失したときは、その身元保証金還付請求権の上権利を有する者に対し、6か月を下らない期間内に申し出るよう所屬法務局又は地方法務局長が官報に公告し、国の公証人に対する賠償権の消滅に充てられた後、残額があるときは、本人に還付されることとなります。	公証人法第19条・第20条、公証人法施行規則第5条、公証人身元保証金令第2条	対応不可	(1)(2) 公証人が納付すべき身元保証金は、国家賠償法に基づき国が公証人に対して有する求償権(同法第1条第2項)のみを担保するものではなく、公証人法第20条第3項に規定する身元保証金を還付する場合の公告費用のほか、懲戒処分によって課せられる過料(同法第84条第3項)なども担保するものである。 なお、身元保証金を還付する場合の公告費用は、身元保証金の額を上回っていません。 また、現在の公証人の人数が500人程度にとどまっていることや公証人の職務行為によって国が国家賠償責任を負う事例が稀である現状に鑑み、保険料の徴収、管理、保険料加付といった新たな事務負担をかけてまで、公証人が他人に加えた損害を補償するために公証人に保険料の支払いを義務付ける強制保険制度を創設する必要性はないと考えています。	
020827007	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	完全オンライン型株主総会の認容	株主総会において会場の設定を行わないことも許容するとともに、こうした完全オンライン(バーチャルオンリー)型株主総会の弊害に対する手当てを含め、完全オンライン型株主総会の制度の一般化を進める。具体的には、会社法第298条第1項第1号の株主総会の「場所」を設置する旨の規定を改正すること、解釈を変更するとともに、完全オンライン型株主総会を決議取消事由に該当しないように運営するためのガイドラインの策定を経済産業省や法務省において検討したとしたい。一般社団法人、財団法人や公益社団・財団法人等の総会においても同様のニーズがあり、リアルな会場を設置しない取り扱いを認めるべく検討を進めるべきである。	経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ&A」では、「設定した会場に株主が出席しないことも、株主総会を開催することは可能」であることが示されたが、会社法の解釈との整合性を図るため、株主総会の会場の設定は必要とされている。また、このQ&Aは、あくまで新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした限定的なものであると認識されており、緊急事態制限が発令されていない状況下では、当該Q&Aに従ってこの法的安定性は必ずしも明らかではない。企業が安定的にオンライン中心の株主総会を運営するには、法制度等の課題がある。したがって、2020年2月に経済産業省より実施ガイドが示された、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透を推進することに加え、完全オンライン型株主総会を可能にする制度面・業務面での手当てが不可欠である。なお、2020年の成長戦略フォーラムでも2020年度中にバーチャルオンリー型も含めた株主総会のあり方についても一定の結論を得る」との記載がある。なお、一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等においても同様の取り扱いを認めるべく検討を進めてはどうか。	日本団体連盟	法務省 経済産業省	①会社法上、株主総会の招集に際しては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています(会社法第298条第1項第1号)。同号の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解釈されており、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間でのみ行方方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型株主総会を許容することができるとどうにかについては、解釈上難しい面があると考えられます。 ②また、一般社団法人における社員総会及び一般財団法人における評議員会の招集についても同様。これらの招集に際しては場所を定めなければならないこととされており(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号)、いわゆるバーチャルオンリー型の社員総会等を許容することができるとどうにかについては、解釈上難しい面があると考えられます。	①会社法第298条第1項第1号 ②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1号	①検討に着手 ②検討を予定	①株主総会プロセスにおける電子の手段の更なる活用の在り方など新たな株主総会の在り方について、関係省庁で連携して検討を行っているところであり、バーチャルオンリー型株主総会についての制度的対応も含め、前向きに取り組みしていきます。2020年8月から検討を開始し、2020年度中に一定の結論を得る予定です。 また、一般社団法人及び一般財団法人については、上記の株主総会に関する検討やそれを受けた取組の状況も踏まえて、必要な検討をしていきたいと考えています。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020827018	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	民事裁判のデジタル化・オンライン化	現在進められている、2022年中の民事訴訟法改正による訴状の電子送達等のオンライン化の流れを、さらに加速させるべきである。さらには、裁判所から裁判外の者に対する文書提出命令・文書送付嘱託・調査嘱託などの書面および回答についても、オンライン送達の仕組みの検討に含めるべきである。 また、各種の裁判手続における委任状についても、民間事業者の提供する電子署名サービスを用いた書面の作成および提出を認めるべきである。	民事裁判(訴訟や仮処分など)を提起される被告法人・債務者法人では、訴状等が裁判所の職権により特別送達で郵送されるため、社員が出社し、内容を確認の上で紙の文書をデジタル化し、担当者及び代理人弁護士にメール等で転送する業務が発生している。 これらが残る限り、withコロナ時代においても、民間におけるオフライン業務が存置され続けることになる。	日本IT団体連盟	法務省	現行法下においては、裁判上の書類のうち、訴状等の送達を要する書類については、裁判所から、送達すべき書類を交付又は郵送する方法により送達を行っています。 また、裁判所に対して訴状等の裁判上の書類を提出する場合についても、基本的には、裁判所に対して紙の書類を持参又は郵送する方法により提出がされています。	民事訴訟法第99条第1項、第101条、第133条第1項、第219条、第223条第1項、第226条等	検討に着手	民事裁判手続のIT化については、現在、その実現に向けて、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会において調査審議が進められているところです。裁判所からの訴状の送達等や、裁判当事者以外の者からの裁判所に対する書面の提出等についても、これらをオンライン化すること及び具体的な規律の在り方について、同部会において引き続き議論がされる予定です。 政府の方針では、民事裁判手続のIT化を実現するため、令和4年中の法改正に取り組むこととされています。法務省は、利用者の目線に立った民事裁判手続のIT化を早期に実現することができるよう、引き続き検討を進めてまいります。	
020907002	2年9月7日	2年10月6日	2年10月27日	電子申請の阻害要因の排除	不動産売買登記の電子申請を、売買の仲介又は代理により関与する宅地建物取引業者の付随業務として認めるべきである。 法務省は、電子申請が普及しているとしながらも、その実態は司法書士以外に誰も使わないものとなっている。 また、一般市民が自ら簡単に利用できるように、改善をすべきである。そのためにも、司法書士以外の利用率について数値目標を掲げるべきである。	運輸局における自動車の売買登録は、行政書士の独占業務とされているが、国土交通省による電子申請ホームページ(いわゆる「OSS」)が出来るにあたり、規制緩和がなされた。 内容としては、電子申請をする場合に限り、総務省に指定された自動車関連団体に属する販売業者によって、代理・代行申請をすることが例外として認められている。ところが、法務局における登記申請については、相談業務すらも司法書士の独占業務とされているため、宅地建物取引業者が仲介をしているにも関わらず、別途、司法書士費用が必要となっている。 そこで、国土交通省が指定した不動産関連団体に属する販売業者が売買の仲介又は代理をする場合に限って、相談業務及び代理・代行申請業務が扱えるように規制緩和をすべきである。 併せて、法務省の登記申請システムは、司法書士以外にはほとんど利用できないものになっており、申請者の手続きコスト(司法書士費用)は全く変わっていない。 特に、所有権移転をした利用率の内、司法書士以外の利用に関する数値目標を掲げて、一般市民が真に手続きコストを省くことができるように、改善を図るべきである。	個人	法務省	司法書士は、不動産登記手続の代理を行うことを業とすることができ、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第3条、第6条、第73条	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律の専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき、試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者については、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。 また、法務省においては、不動産登記のオンライン申請の利便性の向上に努めているところであり、あらゆる利用者にとって法用が可能なシステムの構築に努めてまいります。なお、対象を限定したオンライン申請率の目標を設定することは相当ではないものと考えています。	